

申告受付相談会を行います

- 日 程 下の表のとおり
- 受付時間 午前:8時45分~11時30分
午後:1時15分~4時00分
- ※受付時間以外で職員不在のときは、会場に施錠をしています。

●会 場 役場 2階 第1会議室

●**公的年金収入のみの人**で、公的年金から所得税を源泉徴収されている(差し引かれている)人のうち、所得税の還付申告をご希望の人について、次の日程で行います。

期 日:2月12日(金)、15日(月)

受付時間:通常の受付時間と同様です

期 日		地 区	
2月	26日(金)	午前	上町(上・下)、中町、旭町、栄町、金屋、谷丹保、関町4区、迎町、新町
		午後	宮の前、井手の上、古町、北開、下原、田町(上・中・下)、藤の尾、乙丸
1日(土)		予備日	
3月	2日(日)	午前	立山、木屋塚、築井原、関村、津留
		午後	萩の谷、楮原、前原笛鹿、瓦屋敷、福山
3日(月)	午前	八重丸、金丸、中山、松尾、関町団地	
		午後	久重(北・中・南)
4日(火)	午前	上長田(東・南・西)、高久野	
		午後	長山(小原・東・西)、高久野団地
5日(水)	午前	宮尾(東・中・西)、細永(北・南)	
		午後	今、西豊永
7日(金)		休日受付	
8日(土)	午前	小原、小原団地	
		午後	相谷、向原、向原団地、定住促進、二城
9日(日)	午前	肥猪町、肥猪	
		午後	東豊永、柴尾団地
10日(月)	午前	小次郎丸、鬼王、八田、大久保、次郎丸	
		午後	道山、日明、井手、宮島、田原、上南田原
11日(火)	午前	大西、北辺田(西・東)、出登、柿原	
		午後	米田、大場、胡麻草、中原
12日(水)		予備日	

問 町県民税について
所得税について

税務住民課 住民税係
玉名税務署 ※自動音声案内

☎57-8549
☎72-2125

●混雑が予想されます

週の始めと午前中が混雑する傾向があります。できる限り地区で指定された日に、時間に余裕を持ってお越しください。

なお、午前中の来場者が多いときは、午前の終了時刻を繰り上げて、受付を締め切る場合があります。その後は、受付簿に記名していただいた順に、午後の受付となります。

●所得税の確定申告をする人へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症及びその他感染症への感染拡大防止(三密の回避)のため、e-Taxによる電子申告や、申告書を自分で作成して玉名税務署か役場に提出することをお勧めしています。くわしくは、国税庁ホームページ「確定申告特集ページ」をご確認ください。

QRコード ⇒



町県民税(国民健康保険税など)

令和3年度(令和2年分) 申告のご案内

次のページも
ご確認ください

町県民税申告が 必要でない人

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている場合、または公的年金所得者で公的年金以外に収入がなく、年金保険者から役場へ公的年金支払報告書が提出されている場合で、これらの報告書に記載してある控除以外の控除(医療費控除など)を追加しない人

町県民税申告が 必要である人

令和3年1月1日時点で南関町に住んでいた人で、右の①から⑧までのいずれかにあてはまる人

申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉を使うもの)※スタンプ式を除く
- 本人の金融機関口座番号がわかるもの
- 事業・不動産収入がある場合は、あらかじめ収入と経費の集計を済ませた収支内訳書、帳簿や通帳、経費の領収書など
- 給与・公的年金収入がある場合は、給与・公的年金所得の源泉徴収票(原本)
- 株式・資産などを譲渡した場合は、年間取引報告書、売買契約書、通帳など
- 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書の添付が必要です。
- 社会保険料控除を受ける場合は、社会保険や国民年金などの保険料支払証明書・控除証明書、領収書など
- 生命保険料控除か地震保険料控除を受けれる場合は、保険会社から発行される生命保険か地震保険の控除証明書
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附先から発行される寄附金控除証明書など
- 住宅借入金等特別税額控除を受ける場合は、売買契約書の写しのほか多数の書類が必要です。一度ご相談ください。

※収入や控除についてご相談があるときは、関係書類をご用意ください。

- ① 営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
- ② 配当・譲渡(株式や資産の売買)の収入があった人
- ③ 令和2年の中途で退職した後就職しなかった人
- ④ 医療費控除などの所得控除を受けようとする人

※医療費控除は、令和2年中の所得金額が200万円未満の人はその5%を超えた額、所得金額が200

万円以上の人には10万円を超えた額の医療費を支払った人が受けられます

- ⑤ 年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の収入があった人

⑥ 公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人

⑦ 住宅を借入金(ローン)で新築または増改築した人

- ⑧ 収入(所得)の額の多少にかかわらず、次の行政サービスの利用や給付などの対象になる人
 - ・国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
 - ・国民年金保険料の免除、保育所等の入所、児童手当、児童扶養手当などの手続きをする人

【注意】

- (1)年末調整を受けた給与所得者で、その給与以外の所得が20万円以下である場合、または公的年金収入金額が400万円以下で、その年金以外の所得が20万円以下である場合などでは、所得税の確定申告をする義務はありません。しかし、町県民税では「町県民税申告が必要でない人」以外の人が申告不要となる制度はないため、収入(所得)の額の多少にかかわらず、町県民税申告をする必要があります。
- (2)(1)の場合でも所得税の還付を受けるとき、または給与もしくは公的年金の源泉徴収票に記載してある控除以外の控除(医療費控除など)を追加したいときは、すべての収入(所得)を申告する必要があります。